

特定工場に適用する規制基準

(鯖江市公害防止条例施行規則 別表第2)

(1) ばいじんに係る規制基準

特定工場の種類		規 模	排 出 基 準
ボイラーを使用するもの	重油その他の液体燃焼またはガスを専焼するボイラーを使用するもの	大気汚染防止法の適用を受ける規模のものを除く。	0.3 g/Nm <sup>3</sup>
	石炭を専焼するボイラーを使用するもの		0.8 g/Nm <sup>3</sup>
	上記以外のボイラーを使用するもの		0.4 g/Nm <sup>3</sup>
焼成炉および熔融炉を使用して窯業製品の製造または加工を行うもの		焼成炉および熔融炉の火格子面積が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	0.4 g/Nm <sup>3</sup>
廃棄物焼却炉を使用するもの		廃棄物焼却炉の火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、または焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。	0.7 g/Nm <sup>3</sup>

(1) ばいじんの量は、日本工業規格（以下「規格」という。）Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじん量には燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間に6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

(2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

## (2) 排水に係る規制基準

項目	許容限度		測定方法
水素イオン濃度	新設	5.8 以上 8.6 以下	規格 K0102 の 12.1 に定める方法
	既設	5.8 以上 8.6 以下	
生物化学的酸素要求量(単位 mg/l)	新設	1 0 0	規格 K0102 の 21 に定める方法
	既設	1 2 0	
浮遊物質量 (単位 mg/l)	新設	7 0	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 8 に掲げる方法
	既設	1 0 0	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/l)	新設	5 ( 鉱油 ) 3 0 ( 動植物油 )	昭和 49 年 9 月環境庁告示(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「告示」という。)付表 8 に掲げる方法
	既設	5 ( 鉱油 ) 3 0 ( 動植物油 )	
フェノール類含有量(単位 mg/l)	新設	5	規格 K0102 の 28.1 定める方法
	既設	5	
銅含有量 (単位 mg/l)	新設	3	規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 または 52.5 に定める方法
	既設	3	
亜鉛含有量 (単位 mg/l)	新設	2	規格 K0102 の 53 に定める方法
	既設	2	
溶解性鉄含有量 (単位 mg/l)	新設	1 0	規格 K0102 の 57.2、57.3、57.4 に定める方法
	既設	1 0	
溶解性マンガン含有量(単位 mg/l)	新設	1 0	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 または 56.5 に定める方法
	既設	1 0	
クロム含有量 (単位 mg/l)	新設	2	規格 K0102 の 65.1 に定める方法
	既設	2	
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	新設	3, 0 0 0	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)に定める方法
	既設	3, 0 0 0	
ニッケル含有量 (単位 mg/l)	新設	5	規格 K0102 の 59.2 に定める方法
	既設	1 0	
色または臭気	放流先で支障をきたすような色または臭気を帯びてはならない。		

### 備考

「新設」とは、昭和 50 年 12 月 25 日以後新たに設置された特定工場をいう。

この規制基準は、1 日当たりの平均的な排水量が 3 0 立方メートル以上の特定工場に適用する。ただし、1 日当たりの平均的な排水量が 5 0 立方メートル以上の特定工場のうち、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定の適用を受ける特定工場にあっては、この規制基準(ニッケル、色および臭気を除く。)は適用しない。

この規制基準のうちニッケルについては、電気メッキ施設を有する特定工場について適用する。

この規制基準の許容限度は、1 日の平均的な汚染状態の日間平均値とする。

特定工場が 2 以上の排水口を有するときは、それぞれの排水口ごとにこの規制基準を適用する。

### (3) 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45 dB	50 dB	40 dB	40 dB
第2種区域	50 dB	60 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
その他の区域	55 dB	60 dB	55 dB	55 dB

#### 備考

この規制基準は、定格出力の合計が、3.75 kW以上の原動機を使用する特定工場について適用する。

「朝」とは午前6時から午前8時までを、「昼間」とは午前8時から午後7時までを、「夕」とは午後7時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとし、測定点は騒音を発生する特定工場の敷地の境界線上とする。

騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に定めるところによるものとする。

- ア 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- イ 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- エ 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値90パーセントレンジの上端の数値とする。

「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」および「その他の区域」とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- ア **第1種区域** 都市計画法に掲げる第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域として定められた区域
- イ **第2種区域** 都市計画法に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域または準住居地域として定められた区域
- ウ **第3種区域** 都市計画法に掲げる近隣商業地域、商業地域または準工業地域として定められた区域
- エ **第4種区域** 都市計画法に掲げる工業地域として定められた区域
- オ **その他の区域** 前各号に掲げる区域以外で工業専用地域を除く区域

第2種区域、第3種区域、第4種区域およびその他の区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164

号)第7条の保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院もしくは同条第2項の診療所のうち患者を収容させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項の図書館または老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域に敷地の一部または全部を有する特定工場においては、当該50メートル以内の区域内の特定工場の敷地境界線における騒音の規制基準は、この表に掲げる規制基準から5デシベルを減じるものとする。

この表に掲げる規制基準は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)および福井県公害防止条例の規定の適用を受ける特定工場については、適用しない。

#### (4) 悪臭に係る規制基準

項目	許 容 値
悪 臭	特定工場の敷地境界線上において臭気強度法による臭気強度0から3までとする。

備考 この表に定める臭気強度法とは、附表に定めるものとする。

この規制基準は、別表第1第3項第8号および第9号に掲げる特定工場について適用する。ただし、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける特定工場については、適用しない。

附表

臭気強度	臭 気 の 程 度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い
2	何の臭いであるかわかる弱い臭い
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

#### (5) 燃料基準

区 分	燃料消費量(単位 k l /日)	いおう含有率(単位 %)
特定工場	0.5以上 2未満	1.5以下
	2.0以上	1.3以下

備考

この表に掲げる燃料中のいおう含有率は、規格K2541に定める方法により測定するものとする。

排煙脱硫装置を設置している施設については、その脱硫効率を考慮するものとする。

燃料基準に適合する燃料を取得することが困難な場合で、特に市長が認めるときはこれによらないことができる。